

平成 29 年 4 月

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0331 第 10 号」にて、下記項目の検体検査実施料が平成 29 年 4 月 1 日より新規適用されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

( 記 )

### ■ 実施料が新設された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D009 腫瘍マーカー					
22	ヒト精巢上体蛋白4	化学発光免疫測定法 (CLIA 法)	200	生化学Ⅱ 144	※

- ※ ア ヒト精巢上体蛋白 4 は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130 の所定点数に準じて算定する。  
 イ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注 1 及び注 2 の規定に準ずる。  
 ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に 1 回を限度として算定する。  
 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。  
 エ 本検査は、CLIA 法により測定した場合に算定できる。

以上

No. 17-13